

## 平成目安箱への回答 No.3 (路上喫煙・歩行喫煙の禁止について)

担当主管課：環境課 環境・エネルギー係 72-4438

都市計画課 都市計画係 内線 221

| 要望等内容  | 回答  |
|--|---|
| <p>日頃、大磯駅を利用するにあたり思うところがあるため意見させていただきます。</p> <p>私はほぼ毎日大磯駅を利用しておりますが、駅周辺での喫煙マナーが非常に悪く感じます。町外からの旅行者のみならず、町内の通勤者や客待ちのタクシー運転手に至るまで、駅前のあらゆるところで喫煙する方を目にします。駅に向かう公道でも同様で、自転車に乗りながら喫煙する者もいるため広範囲に煙が拡散し、非喫煙者の身としては甚だ不快です。</p> <p>昨今、飲食店の分煙・禁煙化が進み、条例などで取り締まりをする自治体も増える中で、町内の喫煙に対する意識の低さが感じられ悲しく思います。大磯町では既に条例によって「歩行喫煙や投げ捨て禁止の普及啓発活動」を行なっているとのことですが、正直申し上げてその効果は全く感じられません。</p> <p>上記の理由から、大磯町でも路上喫煙防止に向けてより強く対策を講じていただきたいと思えます。例えば、条例により駅や役場周辺など歩行者が密になる範囲を路上喫煙禁止区域とし(指定した街路や駅から半径～メートル以内など)、違反した場合は罰則を設けて取り締まりを行なう、というような具合です。一方で、駅前や役場前など人が集まる場所には、他者に影響が及ばない箇所に喫煙所を設置することで喫煙者に一定の配慮を設けてほしいと思えます。特に大磯駅前が開発が検討されているかと思えますが、その一環として喫煙所の設置・分煙化を強く希望します。</p> | <p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。喫煙に対するマナーやモラルが守られていないことは、誠に残念であり改善していかねばならないことと考えております。吸い殻を道路などに捨てる行為は、町を汚し多くの方に不快感を与え、人ごみでの歩行喫煙等は、臭いや煙の問題のほか、周囲の方に火傷などを負わせてしまう危険が考えられます。</p> <p>当町では、「大磯町美しいまちづくり条例」に基づき、駅前をはじめとした公共の場所での、歩行喫煙や空き缶・吸い殻等の投捨て禁止について、多くの方に御理解・御協力いただけるよう、条例周知チラシの配布やポイ捨て禁止看板などを設置し、普及啓発に努めております。</p> <p>現時点で、条例の罰則強化等の措置は予定しておりませんが、煙草を吸う人も吸わない人も、お互いが気持ちよく暮らしていけるよう、マナーやモラルの向上に関する普及啓発活動を、今後も根気強く継続してまいります。</p> <p>また、御意見にありました、大磯駅前の整備計画につきましては、大磯駅前広場とその周辺について安全・安心な駅前空間の確保及びにぎわいの創出を図るための「大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画(案)」を策定いたしました。</p> <p>今後、駅前広場の整備を具体化する段階となれましたら、分煙化に向け、喫煙所が設置できる場所の検討や、設置場所周辺への影響等も検証していく必要があると考えております。</p> <p>この度は貴重な御意見ありがとうございました。</p> |

目安箱受付日：H30. 5. 1

掲示日：H30. 5. 22